

第61回中小企業団体全国大会

# 決議

全国中小企業団体中央会  
千葉県中小企業団体中央会

本決議は、平成21年11月19日（木）、中小企業団体の代表約3,300余名の参加を得て、千葉県「幕張メッセイベントホール」において開催いたしました「第61回中小企業団体全国大会」で決定したものです。

# 第61回中小企業団体全国大会決議

わが国経済は、最悪期は脱したとみられるものの、製造業をはじめとする供給能力過剰、個人消費低迷による需要不足、雇用情勢の悪化等により極めて厳しい状況が続いている。

このため、景況悪化に対する緊急的な中小企業対策を強化するとともに、全企業の99.7%を占め、雇用の69.4%を担う中小企業が安心して事業を継続できるよう、新しい需要と雇用の創出が必要となる。

このため、下記事項を実現するよう強く要望する。

## 記

### I. 経済危機の克服、中小企業・組合の活力強化、中央会の機能強化

1. 経済危機に対する中小企業対策の強化（2ページ参照）
2. 持続的成長に向けた中小企業予算の大幅な増額（4ページ参照）
3. 連携・組織化政策の抜本的強化、組合制度の充実（6ページ参照）
4. 中小企業団体中央会の機能強化（9ページ参照）

### II. 中小企業に配慮した雇用対策等の推進

1. 中小企業に配慮した雇用対策の推進（11ページ参照）
2. 安心できる社会保障制度等の見直し（14ページ参照）

### III. 公正な競争環境の整備

1. 下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底（17ページ参照）
2. 不当廉売等への迅速かつ実効性ある対処（19ページ参照）
3. 地元中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大実現（21ページ参照）

### IV. 中小企業の経営力の向上

1. 中小企業のIT活用支援の強化・拡充（27ページ参照）
2. 資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充（29ページ参照）
3. 中小企業の事業継続・活力維持・成長力強化に向けた税制支援の拡充強化（33ページ参照）
4. 中小企業に配慮した労働・教育政策の推進（40ページ参照）
5. 商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充（43ページ参照）
6. 中小流通業・サービス業振興対策の強化（46ページ参照）
7. 中小企業の社会的課題対応への支援強化（48ページ参照）

## I . 経済危機の克服、中小企業・組合の活力強化、中央会の機能強化

# 1. 経済危機に対する中小企業対策の強化

日々の仕事の確保と万全な資金繰り対策等を中心とする「景気対策」を早急に実施するとともに、新たな需要を創出する「経済成長戦略」を策定し、中小企業の景況を一刻も早く回復させること。

## 【具体的な要望事項】

1. 内外需一体となった「景気対策」を実施し、事業の確保・需要の開拓を強力に推進し、早急に中小企業が実感できる景気回復を実現すること。
2. 年末に向けた中小企業の資金需要に的確に対応するため、セーフティネット保証等を通じた金融の円滑化を図ること。
3. アジア諸国との連携による外需拡大、低炭素社会への対応、安全・安心、健康長寿社会の実現など中長期の視野に立った「経済成長戦略」を策定し、新たな需要の開拓を積極的に推進すること。

## 【背景・理由】

### 1. 事業を生み出す景気対策の早期実施

景気の自律的な回復力が弱いことから、経営基盤の脆弱な中小企業が日々の仕事を確保できるよう、環境ビジネスや旅館・観光産業の推進を通じて国内消費を喚起するなど内需拡大策を講ずるとともに、新興国の中高所得者層の市場ニーズに対応したものづくり支援を強化するなど積極的に外需を創り出す、総合的な「景気対策」を実施して、一日も早く中小企業の景況の浮揚を図る必要がある。

なお、景気への悪影響を避けるため、平成22年度予算は確実に年内に編成すべきである。

### 2. 資金繰り対策の実施

景気は底打ちしつつあり、小康状態にあるものの、雇用情勢の深刻化、世界景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクは消えたわけではない。円高の進展やデフレの兆しなど今後の経済・金融環境の見通しが極めて不透明な中、年末・年度末に向けての資金需要に適宜・適切に対応するため、資金繰り対策には万全を期する必要がある。

### 3. 経済成長戦略の策定

世界経済は需要不足時代に突入し、その需給ギャップを解消することが大きな課題となっている。そのため、アジア諸国との連携による外需拡大、国内市場で拡大が見込まれる低炭素社会、生活の安全・安心、健康長寿社会等の実現は、新たな需要と雇用の創出が期待されている。中小企業がこれらの分野へ積極的に事業展開できるよう、今後の経済の牽引となる新たな成長産業を育て、若年者をはじめとする雇用を生み出す「経済成長戦略」を策定して、グローバル化、環境・エネルギー技術の高度化、健康・医療・介護サービスの付加価値化等に対して集中的な支援策を講ずる必要がある。

また、地球温暖化対策の推進については、新産業・新技術育成の好機と捉え、国を挙げて、総合的・戦略的な支援策を積極的に展開する必要がある。

## 2. 持続的成長に向けた中小企業予算の大幅な増額

中小企業予算を大幅に増額し、我が国産業の根幹である中小企業の持続的な成長を確かなものにするため、中小企業の生産性の向上のための支援等を強力に行うこと。

### 【具体的な要望事項】

1. 中小企業の生産性の向上を図るため、中小企業団体等が取り組む「生産性向上実現化プロジェクト」等を積極的に推進すること。
2. 中小企業が行うものづくりの試作開発から販路開拓等に向けた取組み、ものづくり等に必要な人材の確保・育成に向けた支援を一層強化すること。
3. 地域力連携拠点の支援能力の向上を図り、事業再生・経営統合・事業転換を円滑に進めるとともに、農商工連携や地域資源の活用による新たな挑戦を更に支援していくこと。
4. 販売機能の強化等による産地の活性化、新たな地域産業群の創出など、産地中小企業の活性化のための総合的な支援策を講ずること。

### 【背景・理由】

全国420万の企業の99.7%を占める中小企業が、生産性を向上し、競争力を強化していくことは、日本全体の活性化において不可欠である。

戦後最大の経済危機の克服に懸命に努力している中小企業のために、「生産性向上実現化プロジェクト」を推進するなど、経営面における格差是正に向けた中小企業予算を大幅に増額する必要がある。

### 1. 生産性向上実現化プロジェクトの推進

中小企業は、経済的・社会的に不利な状況に置かれており、付加価値・生産性など企業規模間に広がる格差の是正を図るために、中小企業全体の底上げを行う支援策を一層強化する必要がある。

業種別団体等が中心となって、生産性向上実現化計画を策定し、生産性阻害要因を分析し、経営戦略、技術革新、設備更新、販売・マーケティング、IT導入・システム開発、人材育成等の課題解決の方策を提示し、業種・業態特性に応じたコンサルティングを行う「生産性向上実現化プロジェクト」を実施することが重要である。

## 2. ものづくり支援等の拡充

中小企業の持続的な成長・発展と地域における中小企業の底上げを図るために、地域のものづくり支援をさらに強化する必要がある。ものづくり中小企業の試作開発から販路開拓等に向けた取組み、ものづくり等に必要な人材の確保・育成などは、中小企業からのニーズが極めて高い支援策であることから、これを拡充強化すべきである。

## 3. 地域力連携拠点の支援能力の向上

地域経済の活力維持と雇用確保が喫緊の課題となっており、地域雇用の確保に繋がる事業再生・事業統合・事業転換の推進、地域全体で中小企業の新事業の創出を支援する農商工連携や地域資源の活用など新たな挑戦を積極的に推進することが必要である（※1）。これら支援策をワンストップで支援している地域力連携拠点の支援能力を一層向上させる必要がある。

## 4. 産地中小企業活性化支援の推進

産地内企業の廃業等により我が国の技術基盤が脆弱化し、産地内の分業構造等の維持が困難になっている。また、後継者難から産地の将来性が危うくなりつつある。

産地製品は、日本の伝統文化に裏打ちされたものが多く、海外の高所得者層から高い評価を得ているものが少なくない。

このため、新たなチャレンジを行っている産地内グループ活動、海外マーケット等の開拓、若手デザイナー等の人材育成、次代の担い手育成（※2）を図るために重点的な支援策（「産地中小企業活性化支援策」）を新たに講ずるなど、産地中小企業を活性化する支援策を推進する必要がある。

（※1）大分県の漬物工業協同組合では、組合員でもある農業協同組合の製造設備と加工技術を活用して、特産のゆずを使用した「大分ゆず大根もろみ漬」等新製品を生産し、組合員の各自の流通ルートを通じて、販売している。

（※2）各地で地元小学生等を対象とした「子供マイスタースクール」等が実施されている。石川県金沢市では、小学4年生から中学2年生までを対象に、職人の技の体験や見学を通じてものづくりの楽しさ、厳しさを体験し、将来の職業選択の一助となっている。

### 3. 連携・組織化政策の抜本的強化、組合制度の充実

中小企業連携組織対策事業が全国各地で円滑に実施できるよう、中小企業の連携・組織化政策を抜本的に強化すること。

中小企業組合が格差是正、成長力底上げ、経営基盤の強化、環境問題等課題解決の担い手として必要な役割が果たせるよう、組合の支援強化と制度の改善を図ること。

#### 【具体的な要望事項】

1. 中小企業連携組織対策を国と地方が一体となって全国一元的に推進できるよう、国の重要な政策の柱として位置づけ、連携・組織化政策を抜本的に強化すること。
2. 組合が行う、業界の成長戦略ビジョンの作成、ものづくりのインフラ整備、中小商業の立地環境の改善、異分野企業等とのネットワークによる経営領域の拡大、青年経営者や女性経営者の新たな活動、課題解決に向けた事業活動等に対して強力に支援すること。
3. 組合制度のさらなる活用を図るため、次の改善を図ること。
  - ①異業種・広域組合の設立認可行政庁の一元化
  - ②定款の絶対的記載事項以外の定款変更の届出制の導入
  - ③企業組合の設立要件等の緩和
  - ④組合役員の欠格要件規制の導入
  - ⑤准組合員制度の導入
  - ⑥一被共済者当たりの共済金額（10万円超を30万円超へ）の引き上げ

#### 【背景・理由】

##### 1. 中小企業の連携・組織化政策の強化

規模の過小性等から今日の経営課題に苦悩している中小企業は極めて多い。課題解決のために、効率的な経営方式を導入し、経営基盤を強化していくには、組合等の中小企業連携組織を活用した支援策の拡充が不可欠である。

しかしながら、地方分権改革の進展後、極めて厳しい財政難の中にあって、都道府県の中小企業連携組織対策事業補助金は毎年縮減を余儀なくされている。

そのため、国は、中小企業憲章の制定などを通じて中小企業の連携・組織化政策を国の重要な政策として位置づけ、中小企業連携組織対策の予算措置について万全を期すべきである。

## 2. 組合制度の支援強化

中小企業の組織化は、中小企業の生き残りのための積極的な経営戦略の一つであり、関係者の多様な知識を集約化することで業界や地域の新たな成長・発展の方法づくりに極めて有効である。また、異分野企業等とのネットワークの活用や青年経営者、女性経営者、中小企業組合士の活動も新たな挑戦を育む有効な手段である。

また、共同省エネルギー・新エネルギーの導入、CO<sub>2</sub>排出量取引、食の安全への取組み、海外拠点との連携、災害対策等社会的貢献活動（※1）などは、組合を活用することによって大きな成果が期待される。

組合制度が一層活用されるよう、組合等連携組織に対する支援を強化する必要がある。

（※1）三重県のレッカー事業協同組合と県等との「災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務」、香川県の赤帽軽自動車運送協同組合と各自治体との「災害時輸送協力協定」やエルピーガス協同組合による「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定」、熊本県の環境整備事業協同組合と県との「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書」などがある。

## 3. 組合制度のさらなる活用と改善

産業構造が急激に変化する中で、組合が中小企業の多様なニーズ、経営課題の変化に適確に対応できるよう、また、組合が創業、新たな連携、協業化・事業統合の事業体として最大限活用できるよう、組合のさらなる活用に向けに制度改善を行う必要がある。

- ① 新たな事業展開を図るため、業種・業態が異なる中小企業等による広域連携が促進されている。異業種・広域の組織化を対応するため、設立認可等について認可行政庁の一元化を図る必要がある。
- ② 組合の機動的な運営を図るため、絶対的記載事項に係る条項以外の定款変更是認可制から届出制とすべきである。
- ③ 個人の創業、再チャレンジに役立つ組織である企業組合の設立を推進するため（※2）、企業組合の設立時の組合員数の要件の引下げ、員外理事の導入等を図るべきである。
- ④ 組合制度の社会的信頼性を高めるため、役員の欠格要件に暴力団関係者を排除する規制の設置が図られるべきである。
- ⑤ 共同事業を効率的に運用するため、組合員以外の異業種や地域住民等でも一部利用ができるよう、准組合員制度の導入を検討すべきである。
- ⑥ 組合で長年互助的に行われている慶弔見舞金等が10万円を超えると直ちに共済事業と該当するとみなされ、保険業法に類似した諸規制が適用される。施

行規則を見直し、一被共済者当たりの共済金額を30万円超へ引き上げるなど慶弔見舞金等の取扱いを実態に即したものに改める必要がある。

(※2) 山梨県の南アルプス特産品企業組合・ほたるみ館では、農家の主婦等が地元特産フルーツを活用したジャム等を「まちの駅」で製造・販売、市内小中学校給食への食材提供を行い、売上を伸ばしている。

## 4. 中小企業団体中央会の機能強化

都道府県中小企業団体中央会の支援体制を拡充強化すること。  
中小企業団体中央会のコーディネート機能を強化するなど中央会指導員の資質向上を強力に支援すること。

### 【具体的な要望事項】

1. 国は、都道府県中小企業団体中央会の事業費及び人件費の確保について、所要の手当てを講ずるなど万全を期すこと。
2. 中小企業団体中央会がコーディネート機能、生産性向上支援機能等を十分に発揮できる環境を整えるため、中央会指導員の資質向上に対する支援を強化すること。

### 【背景・理由】

#### 1. 都道府県中央会の支援体制の拡充強化

三位一体改革により国から都道府県向けの補助金が廃止された後、厳しい財政状況に置かれている都道府県は、中央会関連予算を削減している。

都道府県中央会は、地域の業種・業態特性を踏まえ、連携・組織化を通じて培ってきた組織ネットワーク力を活かして、ものづくり支援、新連携、地域資源活用、農商工等連携、地域ブランドづくりなど国の中小企業施策を積極的に実施してきたが、現状の中央会の予算では、もはや国の事業を推進していく余力はないと言っても過言ではない。国は、一般財源化されて以後、予算を削減され、十分な活動ができないでいる都道府県中央会の事業費と人件費について、交付税面での所要の措置等を講じて万全を期す必要がある。

#### 2. 中央会指導員の資質向上

昨今、独自性のある地域づくり・ものづくりが各地で進められる中、地域資源の活用による独自のブランド形成、業種別・業態別の生産性向上、ものづくりとマーケティングが一体となった新たな販路開拓が重要な課題となっている。

そのため、多様な関係者との迅速な情報収集を図り、合意を形成し、事業化に向けた情報発信と連携を推進するためのコーディネータの育成、業種別生産性向上のための指導員の育成がますます重要になってきている。

自己研鑽、外部研修など中央会指導員の資質向上に対する支援策を拡充強化する必要がある。

## Ⅱ. 中小企業に配慮した雇用対策等の推進

# 1. 中小企業に配慮した雇用対策の推進

雇用情勢の一層の悪化が懸念される中、雇用の安定・確保を図ることが重要課題とされているが、特に雇用対策の検討に当たっては、中小企業の現状を十分に把握し、中小企業の実態と意見が反映された雇用対策を推進すること。

## 【具体的な要望事項】

1. 労働者派遣制度については、一定のセーフティネット整備は必要であるが、労働者の流動性と多様な働き方を確保する観点から、過度の規制は行わないこと。
2. 最低賃金については、経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等も踏まえた上で設定すること。
3. 外国人技能実習制度の適正な見直し・改善を図ること。
4. 労働基準法の見直し（時間外割増賃金率の引き上げ）は、中小企業の実情を十分に配慮すること。

## 【背景・理由】

わが国経済は未だ危機的状況から脱しきれず、雇用面においても完全失業率が高水準に推移するとともに有効求人倍率も低迷状況にあるなど、悪化の度合いを深めている。雇用安定と労働環境を整備するためには、わが国の7割の雇用を支える中小企業の生産性向上と経営の安定なくしては、その安定も労働環境の整備も困難である。

特に雇用対策の検討に当たっては、中小企業の現状を十分に把握し、中小企業の実態と意見が反映された雇用対策を推進することが必要である。

### 1. 労働者派遣制度の見直しについては慎重に

労働者派遣制度は、労働者、中小企業双方にとって必要な需給機能、マッチング機能を有している。労働者派遣制度の過度な規制は、かえって労働者の雇用機会の縮小をもたらすものであり、労働者の流動性、多様な働き方を確保する観点等からも早計に行うべきではない。

製造業派遣禁止問題については、欧米諸国では対象業務の制限規定を設けておらず、製造業にも多くの派遣労働者が働いている。日本だけが製造派遣を禁止すれば、国際競争の上で日本企業が不利となるばかりでなく、中小製造事業所の海

外移転などを促し、結果として我が国の雇用機会の縮小につながる恐れが大きい。2004年の製造派遣の解禁は、失業率を下げ、企業の海外流出を抑えたという経緯も考慮し、中小企業の雇用実態も十分に考慮した制度設計が必要であり、次の点にも配慮することが必要である。

- (1) 製造業派遣の禁止については反対である。労働者派遣制度の検討に当たっては、一定のセーフティネット整備は必要であるが、中小企業の実情に配慮するとともに、労働者の流動性と多様な働き方を確保する観点から、過度の規制は行わないこと。
- (2) 登録型派遣、日雇派遣等、労働者派遣の見直しについても、慎重に対応すること。

## 2. 中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定に配慮

中小企業は、激しい競争や厳しい取引環境に加え、急激な景気の悪化等により、厳しい経営状況に陥っており、今後もこうした企業の実態を無視した無謀な最低賃金の引き上げが行われれば、企業の存続自体が危うくなり、倒産・廃業が多発し、全体の7割を占める雇用の不安定化を招くことになる。中小企業が最低賃金の引き上げに応じるためには、生産性の向上等を図り、中小企業全体の底上げを実現することが不可欠である。

最低賃金の引き上げは、経済情勢や経営環境の変化を考慮し、かつ、生産性の向上や下請取引改善等の進捗状況を踏まえ、その実績を反映したものとすべきであり、次のような配慮、改善を図る必要がある。

- (1) 最低賃金については、中小企業の経営環境、雇用情勢、支払い能力の観点を配慮し、中小企業の生産性の向上の進展状況を踏まえ、公労使の協議による審議会方式での検討を重視すること。
- (2) 特定最低賃金は、地域別最低賃金の屋上屋を重ねるものであり、早急に廃止すること。

## 3. 外国人技能実習制度の適正な見直し・改善

外国人研修・技能実習制度については、改正出入国管理及び難民認定法が、第171回通常国会で平成21年7月8日に成立し、同年7月15日に公布され、新たな在留資格「技能実習」が創設、技能実習生は企業との雇用契約に基づく技能等修得活動（労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用）に従事可能、事業協同組合等による団体監理型の存続とするなど、適正化に向けた法改正がされたところである。

今後、施行に向けて省令、指針等の整備がなされるところであるが、外国人技能実習制度については、不適切な監理・運営を行っている組合等を対象とした規

制強化は必要であるが、従来から法令等を遵守し、適正に監理・運営を行っている組合等にとって過度の負担とならないよう、次のような配慮、改善を図る必要がある。

- (1) 改正入管法の周知、円滑化、適正化のため、継続的な支援を行うこと。
- (2) 改正入管法に伴う関係省令等の見直しに当たっては、既に適正な受入れを実施している中小企業者に対しては、過重な負担につながらないよう最大限配慮すること。
- (3) 外国人技能実習制度については、技能実習生の受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の技能実習生の受入れ人数枠を拡大すること。
- (4) 高度技能実習制度（再技能実習制度）を導入するなど、更なる制度の拡充を図ること。
- (5) 技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、合理性を著しく欠くことにもなるので、短期間就労である技能実習生については特定措置を設けるなど、全額免除すること。

#### 4. 労働基準法の見直しは中小企業の実情を十分に配慮

労働基準法の一部を改正する法律が、平成20年12月5日に成立し、同年12月12日に公布され、平成22年4月1日に施行されることとなった。

同労働基準法では、時間外労働の割増賃金率の引き上げ（1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられ、60時間超の割増賃金率の適用は当面猶予し、中小企業については施行から3年経過後に再検討）等の改正がなされたところである。

なお、今後の労働基準法の見直しに当たっては、次の中小企業の実情を十分に配慮し、検討することが必要である。

- (1) 改正労働基準法による時間外割増賃金率の引き上げは、中小企業については、60時間超の割増賃金率の適用は当面猶予されたところであるが、施行3年後の見直しに当たっても中小企業の実情を十分配慮し検討すること。
- (2) 中小企業にこれ以上の負担を求める時間外労働の抑制策としての割増賃金の一括引き上げは行わないこと。

## 2. 安心できる社会保障制度等の見直し

社会保障制度等については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除くため、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。なお、見直しに当たっては、現下の中小企業の経営実態等に十分に配慮し、過度の事業主負担にならないよう配慮すること。

### 【具体的な要望事項】

1. 年金制度をはじめとする社会保障のあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。
2. 社会保険にかかる事務について、窓口の一元化を図るなど、中小企業の諸手続き及び納付事務等の経済的負担を軽減すること。
3. 国は、健康保険について安定的な財政運営に努め、健康保険料の負担増につながらないよう配慮すること。また、全国健康保険協会の国庫補助について、健康保険法附則で定められた補助率上限20%に引き上げること。
4. パートタイム労働者への継続的な就労の促進のため、所得税等の非課税限度額を引き上げるとともに、社会保険の適用年収基準を引き上げること。
5. 適格退職金制度の契約者を円滑に移換させるため、特定退職金制度を移換先として認め、早急な法的整備を図り適格退職金制度からの非課税移換を実現すること。
6. 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、助成金の支給要件の緩和、申請書類等のより一層の簡素化を図るとともに、迅速な支給を図ること。
7. 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革を推進し、中小企業の経済的負担を軽減すること。

### 【背景・理由】

#### 1. 安心できる社会保障制度の抜本的な見直し

年金制度をはじめとする社会保障のあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むことが早急に求められている。社会保障制度改革に当たっては、労使折半である厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料の安い引き上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないよう十分配慮するとともに、制度の改革と負

担のあり方について慎重かつ総合的な検討を行うことが必要である。

## 2. 社会保険にかかる事務についての窓口一元化

「日本年金機構」と「全国健康保険協会」に窓口が分かれることにより、中小企業の諸手続き及び納付事務等の経済的負担が増えないよう配慮することが必要である。

## 3. 健康保険財政の安定化

国は、健康保険について安定的な財政運営に努め、健康保険料の負担増につながらないよう配慮することが必要である。また、全国健康保険協会の国庫補助について、健康保険法附則で定められた暫定的な補助率13%から法律本則上の補助率上限20%に引き上げること。

## 4. パートタイム労働者の所得税等の非課税限度額を引き上げ等

中小企業にとって、パートタイム労働者に対する雇用ニーズは年々増大している。パートタイム労働者への継続的な就労の促進のため、所得税・住民税の非課税限度額（所得税103万円、住民税100万円）を大幅に引き上げることが必要であるとともに、パートタイム労働者の社会保険の適用年収基準（130万円）を引き上げることが必要である。

## 5. 適格退職金制度から特定退職金制度への非課税移換を実現

適格退職金制度に関する掛け金の損金算入や運用収益の非課税措置は、平成24年3月末に廃止される。これらの契約者を円滑に移換させるため、特定退職金制度を移換先として認め、早急な法的整備を図り適格退職金制度からの非課税移換を実現することが必要である。

## 6. 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金等の見直し

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、雇用の安定・失業の防止に資する重要なセーフティネットとして有効に機能しているところであるが、これら助成金の支給要件の緩和、申請書類等のより一層の簡素化を図るとともに、迅速な支給を図ることが必要である。

## 7. 雇用保険二事業の抜本的な見直し

雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革を推進等の抜本的な見直しを行い、中小企業の経済的負担を軽減することが必要である。

### III. 公正な競争環境の整備

# 1. 下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底

景気悪化のしわ寄せを受けやすい下請事業者の適正利益が保護されるよう、下請法の機能強化、親事業者の優越的地位の濫用等の取締りの強化、下請法の周知・相談体制の拡充など、大企業と中小企業の格差是正に向けた下請取引適正化を徹底・強化すること。

## 【具体的な要望事項】

1. 下請法の対象となる取引形態を拡大するなど、下請法の整備・機能強化を図ること。
2. 下請法、建設業法及び改正独占禁止法の法令等に基づき、大企業による優越的地位の濫用など不公正な取引に対する取締りを強化すること。
3. 親事業者や下請事業者に対し、下請法及び「下請適正取引ガイドライン」等の周知徹底、「下請かけこみ寺」などの下請相談体制を拡充すること。

## 【背景・理由】

### 1. 適用対象範囲の拡大等下請法の整備・機能強化

景気が極めて厳しい現状にある中、下請中小企業は、一方的な発注打切り、買いたたき、不当返品、商品の強制的な購入要請、不当な経済上の利益提供の要求など、大企業との間で不公正な取引を余儀なくされている。

現行の下請法（下請代金支払遅延等防止法、以下同じ）の適用範囲は、物品の製造・修理委託、情報成果物の作成・役務提供に限られており、それ以外の中小企業において買いたたきや支払遅延などが発生した場合であっても同法が適用されず、下請中小企業の利益が十分守られている状況ではない。下請法の適用対象範囲を拡大するなど、下請法の整備及び機能強化を図り、大企業と中小企業の取引上の格差を是正する必要がある。

### 2. 法令等に基づく取締りの強化

下請中小企業から、下請取引適正化や優越的地位の濫用等の不公正な取引に対する取締強化を求める声が少なくならない。公正取引委員会は、下請法等を厳正に運用し、同法の規定に違反する企業に対する勧告・公表、立入検査など取締りを一層強化する必要がある。

取引適正化を実効あるものにするためには、防止、抑止の観点からの取組みも

重要である。不公正な取引方法に対する課徴金制度の導入等を内容とする改正独占禁止法が平成22年1月1日に施行されるが、課徴金制度を違反行為に対する抑止力とするため、優越的地位の濫用等についての「運用指針」を早急に作成するべきである。

### 3. 法令・ガイドライン等の実効ある周知徹底と普及体制の拡充

親事業者及び下請事業者の両経営者層に向けて、下請法及び「下請適正取引ガイドライン」を周知徹底をする必要がある。ガイドラインは、業界主導での新たな取引慣行の構築に向けた取組みとして期待されており、平成20年度までに11業種が策定されているが、我が国では、口頭発注など曖昧な取引が慣行として今なお続いている業種も多いことから、これらを業界ぐるみで改善するため、作成業種をさらに拡大し、当該業種に対して集中的な普及を実施していく必要がある。

また、下請法・下請中小企業振興法のいわゆる「下請2法」や「下請適正取引ガイドライン」等の周知活動については、省庁間の歩調にバラツキがあり、縦割りで統一化が図られていない。関係省庁・関係機関がより強固な連絡機関を設立するなど普及体制を整備拡充する必要がある。

なお、現場においては親事業者への配慮等から「下請ガイドライン説明会」の開催や「下請かけこみ寺」制度の利用を見送る等の動きが散見される。下請中小企業が利用しやすい環境づくりを図るため、マスメディアの活用を含め、広報対策を一層強化することが必要である。

## 2. 不当廉売等への迅速かつ実効性ある対処

改正独占禁止法を厳正に適用し、中小企業に不利益を与える不当廉売等の不公正な取引方法に対して迅速かつ実効性ある対処を行うとともに、業種別ガイドラインの見直しと新規作成を行うこと。

### 【具体的な要望事項】

1. 中小企業に不利益を与える不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用などの違反行為に対して一層迅速に対処するとともに、改正独占禁止法で適用対象が拡大された課徴金制度について運用指針を早急に作成して厳正に適用すること。
2. 不当廉売等に関する現行の業種別ガイドラインの見直しを行うとともに、不公正取引の横行する業種について新たにガイドラインを作成すること。

### 【背景・理由】

#### 1. 不当廉売等に対する迅速な対処と課徴金制度の厳正な適用

小売業に関する不当廉売に係る公正取引委員会に対する申告は、平成20年度は9,668件あり、19年度の4,885件から倍増している。そのうち、不当廉売につながるおそれがあるとして「注意」が行われた件数は、3,654件であり、19年度の1,679件の2倍以上になっている。

不当廉売の注意件数は、酒類、石油製品、家電製品で多く、とくに家電製品においては平成19年度の427件から20年度の2,364件へと大幅に増加している。注意件数の増加は、申告によって表面化し調査が行われた結果であり、潜在的に行われている違反行為は、より多数になると思われる。また、不当廉売の背景には、差別対価を疑わざるを得ない取引価格差が存在する。

優越的地位の濫用については、依然として大規模小売業や外食事業者等による違反行為があとを絶たない。例えば、販売促進費名目で納入価格（卸値）の一定割合を差し引いたり、毎月の売上の数%を別請求されるケースがある。また、棚卸しを名目にした従業員派遣要求、賞味期限の数日前の返品、検査分析費用の要求、根拠や基準を示さないセンター料の要求が行われている。

不当廉売や優越的地位の濫用は、「注意」を受けたにもかかわらず、同じ事業者によって繰り返されることも多い。このままでは、公正な取引を行っている企業に悪影響を及ぼすばかりで、不公正な取引方法の減少も期待できない。不公正な取引方法に対しては、一層迅速な対処を行うとともに、「注意」に該当する行

行為を繰り返す場合は、より重い処分を行うなど厳しく対応する必要がある。

排除型私的独占や不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用などに課徴金の適用対象を拡大した改正独占禁止法は、平成22年1月に施行される。公正取引委員会は現在、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」を作成・公表しているが、不当廉売や差別対価、優越的地位の濫用などについても早急に運用指針を作成して、できる限り速やかに施行し、課徴金を厳正に適用することによって、実効性を高めていく必要がある。

## 2. 業種別ガイドラインの見直しと新規作成

不当廉売や差別対価については、現在、「酒類」、「家庭用電気製品」、「ガソリン等」について「不当廉売、差別対価等への対応について」のガイドラインが設けられている。独占禁止法の改正によって、課徴金の対象が不当廉売、差別対価等に拡大されたことに伴う課徴金の対象となる場合の明示、変化する取引実態を一層反映した内容にするなど、これらのガイドラインを見直す必要がある。

業種ごとの取引実態を踏まえた業種別のガイドラインは、不公正な取引方法に該当する場合を明示し、違反行為の抑止効果をもっている。また、違反行為が疑われる場合に申告をする際の参考にもなり、潜在している違反行為を顕在化させることによる公正取引の確保に資するところが大きい。スーパーをはじめ納入先による優越的地位の濫用が著しい醤油、味噌、豆腐等の日配品製造業や米穀卸売業など、不公正取引の横行する業種について新たにガイドラインを作成する必要がある。

### 3. 地元中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大実現

国等及び地方公共団体は、「官公需法」並びに「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を一層増大すること。

また、国は、適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関への周知徹底、地方公共団体に対する国と同様の「契約方針」の策定要請を一層強化するとともに、適正価格での発注、分離・分割発注、「総合評価方式」の導入等を推進し、地元中小企業者と官公需適格組合の優先活用を図ること。

#### 【具体的な要望事項】

1. 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大と官公需施策の普及徹底
  - (1) 各発注機関は、「国等の契約の方針」に示された中小企業者向けの発注目標額を確実に達成するとともに、官公需適格組合向けの受注機会の増大に努めること。
  - (2) 国は、適格組合制度をはじめとする官公需施策の全ての発注機関への周知徹底、地方公共団体に対する国と同様の「契約の方針」の策定要請を一層強化すること。
  - (3) 「官公需情報ポータルサイト」の充実・強化を図ること。
2. 適正価格による発注
  - (1) 国等は、工事等の発注に当たって、ダンピング対策を充実させ、適正価格による契約を一層推進するため、改正された低入札価格調査制度の徹底とともに本制度の厳格な運用を実施し、併せて地方公共団体における最低制限価格制度の見直しを強力に推進すること。
  - (2) 大企業等によるダンピング受注による公正な競争秩序の阻害行為に対して、独占禁止法上の必要な措置を迅速に実施するとともに、下請中小企業者へのしづ寄せが発生しないよう監視を強化すること。
  - (3) 国等は、物件等の発注に当たって、需給状況、原材料価格の実情、消費税の負担、公共労務単価等を十分勘案して、適正な価格による発注を行うこと。
3. 分離・分割発注の推進及び官公需適格組合をはじめとする地元中小企業者の優先活用
  - (1) 各発注機関は、中小企業者等の受注機会増大のため、分離・分割発注の推進に努めること。

(2) 地域経済活性化のため、官公需適格組合をはじめとする地元の中小企業者を優先的に活用すること。

#### 4. 隨意契約制度の活用

(1) 各発注機関は、組合随意契約など法令により実施が可能な制度の積極的な活用を図り、官公需適格組合をはじめとする中小企業者の受注機会の増大を図ること。

(2) 少額随意契約の適用限度額を大幅に引き上げること。

#### 5. 官公需適格組合制度の改善

(1) 官公需適格組合に対する競争参加資格審査について、地方自治体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」の導入を推進し、組合員の技術力や施工実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。

(2) 災害対策等地域社会への貢献実績を一層評価して、官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

(3) 建設業の官公需適格組合の受注体制評価における監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。

(4) 建設業の官公需適格組合の証明有効期間を3年間とすること。

#### 6. 電子入札の導入に際しての配慮

電子入札の導入に当たっては、中小企業者の受注機会を損なわないよう説明等の徹底を図るとともに、中小企業の実態に配慮して推進すること。

#### 7. 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、品質・安全性・安心の確保、雇用の創出、地域産業の育成など地域経済の発展、地域中小企業者の維持・存続等を十分視野に入れた制度とすること。

### 【背景・理由】

#### 1. 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大と官公需施策の普及徹底

(1) 「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定され、中小企業者向け契約目標が官公需全体の52.4%と過去最高水準で設定された。各発注機関は、それぞれの中小企業者向け契約目標額（5兆1,993億円）の確実な達成に向けて最大限の努力を傾注することが必要である。

一方で、平成20年度における官公需適格組合の受注実績は、僅か372億4千万円にとどまっていることから、中でも、官公需適格組合に対する受注が対前年比を大きく上回るよう、受注機会の一層の増大を図っていく必要がある。

(2) 地方支分部局や地方公共団体等の発注機関の窓口によっては、適格組合制度をはじめとする官公需施策が十分に理解されていない現状に鑑み、全ての発注機関に対し、官公需施策の周知を一層強化していく必要がある。

「国等の契約の方針」では、地方公共団体においても同様の施策を講ずることを要請しているが、独自の契約の方針等を明確にしている地方公共団体はまだ少数である。地方公共団体においても国と同様の「契約の方針」を策定し、発注方針や契約目標額の明確化を図っていくことが重要であることから、国はこのことを地方公共団体に対し一層強力に要請するべきである。

- (3) 全国中央会において今年度、構築・運用を開始した「官公需情報ポータルサイト」の充実を図るため、各省庁の入札情報のフォーマットの統一化、メンテナンス、運用等に対する支援を強化する必要がある。

## 2. 適正価格による発注

- (1) 現下の厳しい経済情勢の中で経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業の受注機会を確保することは極めて重要であるが、公共投資の抑制等に伴い価格競争が激化し、過度な低価格入札が横行している。低入札価格調査基準については、平成21年4月に国土交通省直轄工事及び中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルについて引き上げが実施されたことから、これを全府省等が採用するとともに、低入札価格調査制度を厳格に運用する必要がある。また、地方公共団体においても同様に最低制限価格等の基準の見直しが広く、かつ迅速に行われ、適正価格での発注が推進されることが必要である。
- (2) 大企業等による採算を度外視した低価格入札は、単に中小企業者の受注機会を奪うのみならず、下請・孫請け企業への不当なしづ寄せが懸念されることから、厳正な措置が必要である。下請企業等への不当なしづ寄せを断ち切るために、このような行為の監視強化とともに、独占禁止法上の措置を躊躇なく講じていくことが必要である。
- (3) 景気後退による競争激化の結果として落札価格が低下していることに伴い、予定価格そのものが低下していることから、予定価格の積算に当たっては、単に類似の前例を踏襲することなく、時々の需給状況や原材料価格の実情を適正に反映した工事業務単価等の採用、消費税負担や公共労務単価等の法令遵守はもとより、品質確保、安全対策、労働条件等を含めて適正な積み上げ方法となっているかなどの点に常に留意して行うべきである。

## 3. 分離・分割発注の推進及び官公需適格組合をはじめとする地元中小企業者の優先活用

- (1) 官公需適格組合をはじめ中小企業者の受注機会を拡大するためには、分離・分割発注の促進が不可欠であるが、近時、各発注機関における分離・分割発注はむしろ、減少傾向にある。各発注機関は、中小企業者の受注機会を確保する観点から、適正な分離・分割発注に努めるべきである。

(2) 近年、調達効率化を理由として様々な分野で本部等による一括調達が進んでいるが、その結果、地元中小企業の受注機会が失われる事態が多く発生している。地域に精通した地元中小企業による施工、開発、納入等の方が効率的である場合は少なくないので、地域経済活性化の観点から、地域の実情に精通している官公需適格組合をはじめとした地元中小企業者の優先活用を図るべきである。

#### 4. 隨意契約制度の活用

(1) 国等の物件の買い入れについて、中小企業組合と契約する場合は、「予算決算及び会計令」において随意契約によることができることとなっている。

また、「予算決算及び会計令」並びに「地方自治法施行令」により、少額の契約案件については、随意契約制度が活用できることとなっている。これら法令上認められている随意契約制度を積極的に活用し、行政事務の効率化と並行して官公需適格組合をはじめ中小企業者への受注機会の確保に努めるべきである。

(2) 少額随意契約の適用限度額は、近年見直されていないことから、物価上昇等を踏まえつつ適正な額に引き上げる必要がある。

#### 5. 官公需適格組合制度の改善

(1) 競争参加資格審査について、地方公共団体においても国と同様に官公需適格組合に対する総合点数の算定特例制度を採用し、組合員の技術力や施工実績等を合算することにより、組合を適正に評価することが必要である。また、組合員企業の数値を合算して組合の数値とする算定特例制度の考え方を、公募型一般競争入札における工事実績や組合の評価等にも適用すべきである。

(2) 「官公需適格組合行動憲章」等を遵守し、災害時におけるライフラインの確保等社会貢献活動に積極的に取り組んでいる官公需適格組合については、一層高い評価を与え、受注機会の確保に結びつけていく必要がある。また、地方公共団体は、官公需適格組合との防災協定の締結等を積極的に推進していくべきである。

(3) 中小建設業組合が官公需を受注する場合、受注体制の評価に当たって、直接的かつ恒常的雇用関係のある監理技術者を組合に配置しなければならないとされている。一方、大企業である親会社とその連結子会社間、持株会社の子会社等の場合においては、特例的に監理技術者の在籍出向が認められている。そもそも組合は、組合員のために人的等の経営資源を補完して「公正な経済活動の機会を確保」する目的で設立された認可団体であり、加えて官公需適格組合は、共同受注体制が整備されている組合であることを国が証明した組織であることを踏まえれば、大企業が多く活用する連結、持株制度のみに特例を認めること

は不合理であり、中小企業にも等しく受注の門戸を開くことが必要である。このため、官公需適格組合における監理技術者についても、組合員企業からの在籍出向を認めるべきである。

(4) 物件並びに役務関係の適格組合証明の有効期間は3年間となっているが、工事関係は2年間とされており、建設業組合関係者の大きな負担となっている。そもそも適格組合には、決算関係書類等の中間資料の提出、変更等についての届出が義務付けられており、証明内容の確認を行うことが十分担保される仕組みとなっていることから、建設業関連の適格組合についても証明書の有効期間を3年とするべきである。

## 6. 電子入札の導入

入札等の電子化の推進に当たっては、中小企業がより容易に活用できるよう、システムの説明等を十分に行うとともに、新たな負担を求める事のないよう十分な配慮がなさるべきである。また、電子調達システムの普及によって安直な応札が増加し、結果として徒に価格競争を助長してしまうことのないよう、併せて、適切な地域要件の設定や地域精通度等の適切な評価手法による総合評価制度の導入なども実施することが必要である。

## 7. 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体について、単に経済合理性のみを追及するのではなく、地域経済の利益となるよう品質や安全性、安心の確保を優先するとともに、併せて、雇用の創出や地域産業の育成など、地域経済の発展、地域中小企業の維持・存続等を十分に視野を入れた制度とすべく、全体を見直し、改善を行うべきである。

## IV. 中小企業の経営力の向上

# 1. 中小企業のＩＴ活用支援の強化・拡充

中小企業がＩＴを活用した業務革新による生産性の大幅な向上やマネジメントの高度化を実現するため、情報システム担当者の育成、中小企業向けSaaSの普及推進などを行うとともに、地域におけるＩＴ化支援体制を整備すること。  
また、中小企業の情報セキュリティ対策実施を支援すること。

## 【具体的な要望事項】

1. ＩＴ活用による経営革新の啓発のための研修を充実するとともに、情報システム担当者の育成支援策を強化すること。
2. 中小企業向けSaaSの普及推進を図るとともに、組合等を活用した情報システムの構築等の支援策を拡充し、中小企業のＩＴ化を支援すること。
3. 地域ＩＴベンダーとユーザー中小企業との連携を強化するとともに、ＩＴ支援の専門家との連携による戦略的なＩＴ化の体制を整備し、地域中小企業の実態に即したきめ細かなＩＴ化支援を行うこと。
4. 情報セキュリティに対する理解を深めるため中小企業向けの講習会等を通じ普及啓発を図るとともに、情報セキュリティ対策実施に対して支援すること。

## 【背景・理由】

### 1. ＩＴ活用の啓発と情報担当者育成支援の拡充

中小企業が経営革新を実現し、生産性を大幅に向上させるためには、経営者のリーダーシップの下で、ＩＴ（情報技術）を活用した業務革新を積極的に進めることが重要である。しかし中小企業においては、ＩＴ活用に関する経営者の意識やＩＴを有効に活用するための知識、あるいはＩＴ化を担う社内人材の不足が障害となり、ＩＴ活用が進まない現状にある。

中小企業の経営のＩＴ化を推進するためには、経営者の意識啓発と人材育成の強化が不可欠である。このため、ＩＴ経営応援隊が実施する経営者を対象とするＩＴ活用の重要性・有効性についての意識醸成のための研修会やＩＴを活用した経営を実践するための研修会を拡充するとともに、情報システム担当者などCIO（Chief Information Officer）機能を担う企業内のＩＴ人材の育成支援を拡充する必要がある。また、ＩＴパスポート試験等を普及し、従業員のＩＴリテラシー全般を向上していく必要がある。

## 2. 中小企業向けSaaSの普及促進と情報システム開発支援

インターネットを経由した情報処理サービスであるSaaS（Software as a Service）は、資金や人的制約のある中小企業であっても、低コストかつ高度なITスキルも不要で容易に導入でき、中小企業の生産性の向上や業務の効率化に対して有用性が高い。経済産業省において、先にJ-SaaSというサービスがスタートしたが、多くの中小企業への導入に向けて、このサービスの更なる拡充を図るとともに、操作指導など中小企業への普及促進に向けた取組みを行う必要がある。

また、組合等により中小企業が共同でITを活用した経営の向上を図るための情報ネットワークシステムの構築や業務用アプリケーションの企画・開発などに対する支援を拡充することが必要である。

## 3. 地域における中小企業のIT化支援

地域中小企業の実態に即したきめ細かなIT化を実現するためには、その地域に根ざした地域ベンダーとの連携やITコーディネータや中小企業診断士などのIT化支援の専門家による支援が必要不可欠である。しかしながら、地域ベンダーからのサポートや専門家の支援は必ずしも十分ではなく、情報システムを担う人材の不足する中小企業にとって、IT活用の大きな障害となっている。

このため、地域中小企業と地域ベンダーとの連携を図り、ユーザー企業や地域産業のニーズに応じたソフトウェアや保守サービス等の供給体制を強化するとともに、IT化支援の専門家による戦略的なIT活用策をコンサルティングする体制を整備するなど、地域中小企業のIT化に向けたネットワークを強化する必要がある。

## 4. 中小企業の情報セキュリティ対策導入支援

情報セキュリティ問題は経営上のリスク要因であり、中小企業にとっても最重要課題となっているが、人材、資金等の制約から対応がなかなか進んでいない。

そこで、中小企業の経営者、情報システム担当者の情報セキュリティへの理解を深めるため、組合や業界団体等による研修や講習会などを通じて、普及・啓発を行う必要がある。また、情報セキュリティ対策強化に取り組む中小企業に対しては、従業員教育や人材育成等の支援、情報セキュリティに関する指導者の育成、情報セキュリティ対策ツール・機器の導入に対する金融・税制等の助成策の拡充・延長など、情報セキュリティ意識の啓発とコストの低減のための支援措置を講ずる必要がある。

## 2. 資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

緊急保証制度の期間延長やセーフティネット貸付・危機対応業務といった支援策の継続・拡充、条件変更対応保証の創設など信用保証制度のさらなる拡充等中小企業向け資金繰り対策については引き続き、万全の措置を講ずること。

担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及に向けた取組みや倒産防止共済制度・小規模企業共済制度の拡充等、中小企業金融機能の維持や制度の拡大に向けた中小企業金融対策を一層充実させること。

小規模事業者に対する金融の円滑化と地域経済の発展に大きな役割を発揮している信用組合が、相互扶助の理念による協同組織金融機関として、今後ともその機能・役割を効果的に果たすことができるよう支援すること。

### 【具体的な要望事項】

1. 「貸し渋り・貸し剥し」が再燃することのないよう緊急保証制度の期間延長やセーフティネット貸付・危機対応業務といった支援策の継続・拡充等、中小企業資金繰り対策については万全の措置を講ずること。
2. 商工中金や日本政策金融公庫の役割・機能が十分に発揮されるよう引き続き十分な措置を講ずること。
3. 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及（営業性資産・知的財産権の活用、個人保証限度の見直し等）に向けての取組みを一層推進すること。
4. 中小企業倒産防止共済制度について、借入限度額の引き上げや貸付事由の緩和等利用しやすくなるよう制度の改正を行うこと。
5. 小規模企業共済制度については、加入対象者の拡大や事業承継資金の低利融資制度の創設等制度面の見直しを早急に行うこと。
6. 高度化事業（高度化融資制度）は、中小企業が新たな事業展開を行う上で極めて効果的な制度であることから、事業環境変化に対応した運用面の改善を行うこと。
7. 信用組合をはじめとする協同組織金融機関は、相互扶助という理念の下、金融サービスが行きわたりにくい立場にある小規模事業者や生活者への金融仲介機能を果たしており、地域経済の活性化に必要不可欠な組織である。地域金融・中小企業金融機能を発揮していくため、今後とも信用組合による地域金融機能は堅持すること。

## 【背景・理由】

### 1. 中小企業向け資金繰り対策の強化

中小企業を取り巻く環境は、原材料高の影響等により収益が厳しくなっていた上、昨秋のリーマンショックを契機とした未曾有の景気後退による受注の大幅な減少等によって、資金繰りが逼迫している状況が1年近く続いている。こうした中、昨年10月以降、緊急保証制度の創設・拡充、セーフティネット貸付枠の拡大といった資金繰り対策により、多くの中小零細事業者は資金繰りを何とか繰り廻している状態にある。

中小企業の経営環境が回復するには相応の時間を見られることから、緊急保証制度の期間延長やセーフティネットの維持・継続といった中小企業向けの資金繰り支援策の強化が引き続き必要である。

緊急保証制度については、今年度末となっている取扱期間の延長とともに、認定要件の緩和（「前年度比で悪化」等）が望まれる。日本政策金融公庫のセーフティネット貸付や商工中金が取り扱う危機対応業務についても貸付要件の一層の緩和により、中小企業の金融の円滑化に寄与することが望まれる。

さらに、返済猶予等の条件変更が一層円滑に進められるよう、条件変更対応保証の創設など信用保証制度のさらなる拡充を行う必要がある。

「貸し渋り・貸し剥し」が発生することなく、中小企業の資金繰り問題がソフトランディングに向うよう万全の措置が必要である。

### 2. 商工中金等中小企業向け専門金融機関の機能拡充

平成20年10月に商工中金は株式会社化、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫は日本政策金融公庫に統合された。その後の急速な景気悪化に伴い、中小事業者の資金繰りは極めて厳しい状況となっており、商工中金、日本公庫の役割・機能は益々期待されている。中小企業の金融の円滑化のためにもその役割・機能が、引き続き発揮されるよう十分な措置を講ずる必要がある。とりわけ商工中金は本年6月に財務基盤の確保を目的とした商工中金法の一部改正により、政府から1,500億円の危機対応準備金が出資されており、中小企業組合並びに中小事業者に対する金融の円滑化を一層推し進めるよう機能の拡充を求めたい。

### 3. 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及

中小企業は不動産等の資産背景に乏しいことから、資金調達の更なる円滑化を図るために、営業性資産・知的財産権の活用や技術力・経営者の資質等に審査ウェイトをおくなど、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資を今後とも積極的に推進することが重要であり、加えて、創業や事業再生・経営改善等に取り組む中小事業者に対する金融制度を充実させる必要がある。

百年に一度の危機といわれる中、足元の資金繰り対策が優先されることは致し方ないことではあるが、将来的な中小事業者の持続的な成長・発展を考えたとき、資金調達手段の多様化を推し進めていくことは非常に重要である。A B L (Asset Based Lending ~ 動産・債権担保融資) 等の新しい融資制度は徐々に広がりを見せており、まだ限定的な普及にとどまっている。金融機関が積極的に推進することが可能な環境づくりも必要であるが、中小事業者への制度の十分なP R・普及に加え、コスト面でも中小事業者が利用しやすい制度とすることが必要である。

#### 4. 中小企業倒産防止共済制度の拡充

昨秋の米国発の金融危機以来、世界的な景気後退の影響により企業の倒産件数は増加傾向で推移している。このような状況下において、中小企業倒産防止共済制度については、借入限度額の引き上げ、借入期間の延長や手続きの簡素化、借入実行までの期間短縮、借入の際の掛金消滅割合（現行10%）の緩和等の要望が高まっている。また「夜逃げ」や「内整理」等についても貸付事由とするなど、中小企業者が利用しやすい制度となるよう抜本的な運用面の見直しを行う必要がある。

#### 5. 小規模企業共済制度の拡充

本年6月、小規模企業共済法の一部改正案が通常国会に提出されたものの衆議院の解散により廃案となった。小規模企業経営者が安心して事業に専念できる環境を整えるためにも、加入対象者の共同経営者（配偶者や後継者等）までの拡大、事業承継資金の低利融資制度の創設等、制度面の見直しを早急に行う必要がある。

#### 6. 高度化融資制度の充実

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う高度化貸付制度については、これまでの中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割・機能の重要性は大きく、今後ともその制度を維持・発展させる必要がある。中小企業の新たな事業展開に対してより柔軟に対応可能となるよう、貸付条件の緩和、貸付までの期間短縮・事務手続きの簡素化を図るとともに、長期にわたり経営が困窮している既往借入中小企業者の負担を軽減するため金利負担の軽減措置、返済条件緩和、違約金の軽減、返済条件等変更手続きの簡素化を図ることが必要である。

特に、経済の構造変化や急激な景気悪化の影響により、高度化団地の組合員の倒産・廃業により生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等が大きな課題となっている。組合が跡地を一時的に買い取ることも解決策のひとつとして考えられるが、その際の調達に関して支援措置を講ずる必要がある。また、破綻した

組合員を多く抱える組合が事業再構築を容易に行うことが可能となるよう既存の高度化借入について柔軟な対応が可能となるよう必要な措置が望まれる。

## 7. 信用組合等地域金融機関への支援の充実

### (1) 信用組合等協同組織金融機関の地域金融機能の堅持

金融庁は、平成21年6月、金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ」の中間論点整理報告書を公表した。報告書では、信用金庫と地域信用組合について、長期的に見て現状の枠組みのままで個別の業態として成り立ち得ないのではないかとの指摘もあり、「信用金庫と地域信用組合を別の制度として、引き続き維持する意義・必要性や持続可能な協同組織金融機関の業態のあり方などについて、根本に遡り、多面的に検討していくことが考えられる」とされた。

信用組合は、小規模事業者や生活者が金融利便を享受するため、すなわち銀行の金融サービスがゆきわたりにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、必要とする資金の融通を受けられるようにすることを使命とする協同組合組織金融機関であり、組合員の利益を第一に事業運営がなされている。経済の効率性や合理性の追求だけでは、地域経済や地場産業の回復は難しく、とりわけ地域活性化のためには小規模事業者、商工団体、市町村と一体となった取組みに加え、きめ細かいサービスにより「非効率」な業務を担っている信用組合役割は地域金融・中小企業金融の円滑化にとって非常に重要である。

信用組合はこうした地域の中小零細企業、小規模事業者を支えるという役割を担い、「最後の拠り所」として地域金融・中小企業金融機能を発揮するため、今後とも協同組合組織の金融機関である信用組合による地域金融機能は堅持する必要がある。

### (2) ゆうちょ銀行の業務のあり方

地域金融サービスの巨人であるゆうちょ銀行の動向は、競合関係にある信用組合をはじめとする地域金融機関にとって大きな影響がある。

昨年4月にゆうちょ銀行は、政府に対し流動性預金の限度額1千万円の規制撤廃の要望を行っている。ゆうちょ銀行の事業性貸出業務等新規業務の参入や預入限度額規制緩和については、長年培われた「ゆうちょブランド」や政府出資が残っている現状においては、地域金融機関にとって公正な競争条件が著しく損なわれている状態での施策と言わざるを得ない。ゆうちょ銀行の業務のあり方については、地域金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来さぬよう十分な配慮と必要な措置を講ずる必要がある。

### 3. 中小企業の事業継続・活力維持・成長力強化に向けた税制支援の拡充強化

中小企業が安心して事業を継続し、活力の維持と成長力の強化が図られるよう、中小企業関係税制の強化を図ること。

特に、中小企業の設備投資、研究開発促進のための税制措置を維持強化すること。

#### 【具体的な要望事項】

##### 1. 中小企業関係税制の充実強化

- (1) 中小企業の活力を維持するため、設備投資、研究開発を促進する次の措置を講ずること。
  - ①中小企業投資促進税制の租税特別措置を延長すること。
  - ②中小企業技術基盤強化税制の租税特別措置を延長すること。
  - ③中小企業者等の少額減価償却資産の特例を恒久化すること。
- (2) 中小法人の交際費を全額損金算入とすること。
- (3) 中小企業倒産防止共済制度の貸付限度額（全額損金）を引き上げること。
- (4) 個人事業主の共同経営者を小規模企業共済制度の加入対象者に拡大するなど、個人事業者における事業承継税制を創設すること。
- (5) 非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の円滑な運用を図るとともに、事業承継税制の納税猶予制度の適用対象に株式信託を加えること。
- (6) 個人事業主の勤労性所得を評価した事業主報酬制度を導入すること。
- (7) 特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入措置を廃止を含め見直すこと。
- (8) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の軽減措置を延長すること。
- (9) 欠損金の繰戻し還付制度を拡充すること。
- (10) 減価償却資産の耐用年数の簡素化を図ること。
- (11) 公害防止用設備及び廃棄物再生処理用設備の固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長するなど固定資産税の負担軽減を図ること。
- (12) 事業所税を廃止すること。
- (13) 利子税、延滞税の軽減を図ること。
- (14) 印紙税は現在の商取引の実態に即して廃止すること。
- (15) 商品券等の未引換分の収益計上時期を見直すこと。
- (16) 中小企業の省エネ・新エネ・低炭素経営・水処理の促進に対する税制支援を強

化すること。

## 2. 中小企業組合関係税制の充実強化

- (1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率を引き下げること。
  - (2) 火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入の特例措置を延長すること。
  - (3) 創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けた税制措置を講ずること。
  - (4) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）の軽減措置を講ずること。
  - (5) 火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金等に対する税制措置を講ずること。
  - (6) 特定共済組合が積み立てる異常危険準備金を損金算入するとともに、剰余金の配当を共済事業の利用者全般に配当できるよう措置すること。
  - (7) 団地組合が組合員の倒産等により団地内不動産の一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税の軽減措置を講ずること。
  - (8) 組合の地域振興、社会貢献に対する寄付金は全額損金に算入すること。
3. 法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金等3億円以下とともに、中小法人に対する法人税の軽減税率（18%：2年間の時限措置）の引下げと適用所得範囲（800万円）の拡大を図ること。
4. 連結納税制度の見直しを含むグループ法人税制は、中小企業の実態に十分配慮して導入すること。
5. 中小企業の負担増となる消費税率の引き上げは行わないこと。
6. 環境税（地球温暖化対策税）の安易な導入は避けること。
7. 自動車関係諸税の暫定税率を廃止する場合は、旧税率のガソリン在庫に対する税額調整措置を実施するなど関係業界が円滑に対応できるよう措置すること。
8. 租税特別措置透明化法案の制定に当たっては、①増減明細書の作成の簡素化、②租税特別措置の利用状況の公表の免除、③控除額に応じた適用除外制度の導入など中小企業の負担増とならないよう十分に配慮すること。
9. 適用期限の到来しない国税の特別措置、地方税の特例措置の廃止・縮減は絶対に行わないこと。

## 【背景・理由】

### 1. 中小企業関係税制の充実・強化

#### (1) 中小企業の設備投資促進ための特別措置の延長等

中小企業の活力を維持するため、設備投資の促進、研究開発力の強化について税制面から積極的に支援する必要がある。特に、適用期限が到来する中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制の適用期限の延長及び少額減価償却資産の損金算入特例の恒久化を図るべきである。

## (2) 中小法人の交際費の全額損金算入

中小法人の交際費については、中小企業の経営に係る費用的性格が高く、個人事業者とのバランスの観点からも、現行の損金算入限度額(現行年600万円までのうちの90%)の制限を廃止し、全額損金算入を認めるべきである。

## (3) 倒産防止共済の拡充

中小企業倒産防止共済制度の共済掛金については、全額損金算入が認められており、中小企業のセーフティネットとして活用されている。昨年秋以降の世界的な経済危機により、中小企業の資金繩りが急速に悪化し、倒産件数も急増している。連鎖倒産を防止するため、共済貸付金の限度額を早急に引き上げ、これに伴い損金算入が認められる掛け金限度額を引き上げるべきである。

## (4) 個人事業者のための事業承継税制の創設

経済危機の中にあって最も厳しい経営環境に置かれている個人事業者の将来不安を取り除き、安心して事業を継続できる環境を整備することは喫緊の課題である。小規模企業共済法を改正し、個人事業主の共同経営者（経営に従事している配偶者や後継者等）まで本制度の加入対象者を拡大する必要がある。

## (5) 事業承継税制の充実化

制度化された事業承継税制が、後継者難に苦しむ中小企業に広く活用されるよう、株式と実質的に同一視できる株式信託について納税猶予制度の適用対象とする等の税制の充実を図るとともに、事業承継支援センターや自社株式等資産の買取りのための低利融資制度の利用促進など、事業承継円滑化のための総合的な支援を一層強化する必要がある。

## (6) 事業主報酬制度の創設

実質的に個人企業と経営実態を同じくする同族法人企業の経営者に対しては役員報酬の支払いが認められている。個人企業と法人企業の税負担の格差が広がらないよう、個人企業経営者の所得の勤労性を正しく評価した事業主報酬制度を導入することが必要である。

## (7) 特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置については、個人事業者が節税目的から安易に法人成りすることを防ぐ本来の趣旨と異なり、一般的な同族会社も対象となっており、また、新規創業を阻害する恐れがあることなどから、廃止を含め見直す必要がある。

## (8) 産活法に基づく登録免許税の軽減

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の計画認定を受けた事業者を支援するため、登録免許税の軽減措置の適用期限を延長する必要がある。

## (9) 欠損金の繰戻し還付制度の拡充

平成21年度税制改正によって、中小企業については欠損金の繰戻し還付制度の適用停止措置が解除された。繰越還付期間は、現行は直前事業年度に限られているが、本来、所得と欠損は通算するべきものであり、前3年程度に拡充する必要がある。また、欠損金の繰越控除期間は現在7年間の繰越し可能となっているが、これを無期限化するべきである。

(10) 減価償却資産の改善等

減価償却資産の耐用年数は複雑であるため、一層の簡素化を図る必要がある。

(11) 環境対応設備等の固定資産税の軽減

中小企業における固定資産税は、新たな投資意欲を削ぐだけでなく、中小企業の財政基盤を徐々に弱体化させており、中小企業にとって実効ある固定資産税の負担軽減策を講ずる必要がある。

公害防止、廃棄物処理等に必要な設備、とりわけ、平成22年4月に全面施行される改正土壌汚染対策法に対応するため、土壌汚染リスク対策を推進するための土壤浄化設備（汚染の封じ込め等のための構築物の追加等対象設備の拡大を含む）の固定資産税の特例措置延長・強化及び土壌汚染対策費用等の引当金計上に対する特例措置を創設する必要がある。

(12) 事業所税の廃止

事業所税は、都市環境整備の財源確保のために設けられたものであるが、人口30万人以上の都市等が対象となっており、自治体間の公平性の観点から問題である。中小企業に対する事業所税は、廃止すべきである。

(13) 利子税、延滞税の軽減

利子税、延滞税は、現在の金利水準から見て高利率であり、資金繰りに苦しむ中小企業に極めて厳しいものとなっている。利率の引下げ等の軽減措置を図るべきである。

(14) 印紙税の廃止

印紙税は、電子化の有無で課税に不公平感が生ずるので、廃止すること。

(15) 商品券の未引換分の収益計上時期の見直し

商品券の未引換分の収益計上の時期の規定は、商品券を取り扱う中小企業の実態を十分踏まえ、計上時期規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直す必要がある。

(16) 省エネ・新エネ・低炭素経営・水処理の促進に対する税制支援

低炭素経営を促進するためには、省エネルギー・新エネルギーの推進によって生産性の向上や経営基盤の強化を図ることが重要である。太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池、次世代自動車、水処理など先進的な資源・エネルギーの設備を導入する中小企業に対する税制上の支援が必要である。また、国内クレジット制度推進を図るために、国内クレジット取得費用を全額損金算入する措置を

講ずる必要がある。

## 2. 中小企業組合関係税制の充実強化

### (1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率の引下げ

事業協同組合等の中小企業組合は、中小企業を支援するための組織であるので、軽減税率をさらに引き下げる必要がある。

企業組合、協業組合は、事業協同組合等と同様、中小企業の事業の改善・合理化を図るために組織であるにもかかわらず、法人税法上、「普通法人」の税率が適用されていることから、「協同組合等」の適用とするべきである。

### (2) 火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入の延長

火災共済協同組合等が各事業年度において異常災害損失の補てんに充てるために積み立てる異常危険準備金は、健全な共済制度の維持・運営に不可欠なことから、延長する必要がある。

### (3) 企業組合の設立促進に向けた税制措置

地域住民が企業組合を利用して様々な事業に取り組むことで、地域経済の活性化と地域住民の自己実現に貢献している事例が増えている。起業・創業や雇用創出の一翼を担う企業組合の設立を促進するための税制措置を検討すべきである。

### (4) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）の軽減

地方税である法人道府県民税、市町村民税の均等割においては、会社と中小企業組合との区分がなく、出資金を外形基準として課税されているので、中小企業組合については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用することにより軽減する必要がある。

### (5) 火災共済協同組合の地震火災費用見舞金等に対する税制措置

損害保険料控除制度が廃止され地震保険料控除制度が創設されたが、地震に対する補償は地震保険に限らず、地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とする必要がある。

### (6) 特定共済組合制度の充実強化

特定共済組合制度の創設に伴い、火災共済協同組合と生活衛生同業組合において認められている異常危険準備金の損金算入の対象に特定共済組合を含めることが必要である。

また、剰余金の配当については、火災共済協同組合と同様に、共済事業の利用者全般には配当できるよう制度の充実を図るべきである。

### (7) 団地内不動産の一時取得の減免措置

団地組合員の倒産等に伴い、団地組合が倒産組合員の団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税及び不動産取得税については、団地全体の維持の観点

から一時的に行うものであるので、特別な減免措置を講ずるべきである。

#### (8) 組合の社会貢献への寄付金の全額損金算入

災害、防犯等において組合の社会的貢献が期待されている。組合が地域社会のニーズに十分応えられるよう、社会貢献への寄付金は全額損金算入とするべきである。

### 3. 中小法人税制の充実

#### (1) 法人税法上の中小法人定義の見直し

税制措置は、金融支援と並んで中小企業施策には不可欠なメニューである。

中小企業支援施策の効果を上げるために、法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法の中小企業の定義に倣い、資本金等1億円以下とする法人税法上の定義を3億円以下の法人に引き上げることが必要である。

#### (2) 中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げ等

中小企業が安心して事業を継続していくためには、一層の税負担の軽減が必要であることから、中小法人に対する法人税の軽減税率（現行18%：2年間の時限措置）の引下げとともに、その適用所得範囲（現行所得800万円以下）の拡大を行うことが必要である。

### 4. 中小企業に配慮したグループ法人税制の導入

グループ法人単体課税制度の検討が行われているが、子会社の判断基準によつては中小企業の税制特例が利用できなくなる等のおそれがある。中小企業におけるグループ経営の進展等実態を踏まえ、中小企業に十分配慮して導入を検討すべきである。

### 5. 中小企業に負担増となる消費税率引き上げ反対

消費税は、税金の無駄遣いの撲滅、景気回復が実現された後に、使途及び税収の動向を精査しつつ、具体的な議論を進めるすべきである。消費税率の安易な引き上げは、内需不振が続く中で一層の消費減退を誘発することになるので反対である。

### 6. 環境税（地球温暖化対策税）の安易な導入反対

石油や石炭など化石燃料の使用に課税して二酸化炭素の排出を抑制することを目的とする環境税（地球温暖化対策税）の創設は、CO<sub>2</sub>の排出抑制につながらないばかりか、中小企業に新たなコスト負担の増加を招き、中小企業の経営の圧迫となるので、安易な導入は避ける必要がある。

## **7. 自動車関係税制の暫定税率廃止に伴う税額調整措置の実施**

自動車関係諸税の暫定税率の廃止された場合、引下げ前のガソリン在庫の販売により損失が生じるなど新たな負担が生じることから、新税率施行日時点において所持している旧税率のガソリン在庫に対する税額調整措置を実施するなど細かな対応ができるよう所要の措置を講ずる必要がある。

## **8. 中小企業に配慮した租税特別措置透明化法案の制定**

租税特別措置透明化法案の制定に当たっては、中小企業における税額控除等の増減明細書の作成を求めるなど中小企業に新たな人的・時間的負担、費用負担が発生するとともに、事業者の租税特別措置の利用者名等の公表が取引に影響を与えることがあることから、中小企業への影響を十分に把握する必要である。

## **9. 期限未到来の特例措置の廃止・縮減の反対**

未だ適用期限の到来しない措置を期限前に縮減あるいは廃止することは、当該措置に関する直近の税制改正の主旨を否定し、利用者である中小企業関係者への配慮を欠いた行為であるので、絶対に行うべきではない。

## 4. 中小企業に配慮した労働・教育政策の推進

労働力人口が減少局面を迎えており、中小企業が事業継続・発展を図るために人材を育成し、能力開発を行うことが重要であり、それらの支援策について一層の充実・強化を図ること。

### 【具体的な要望事項】

1. 若年失業者や、年長フリーター等の総合的な就業対策を一層推進するとともに、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。
2. 定年延長・再雇用等高齢者の雇用機会の確保のため、中小企業が行うべき諸条件の整備等に関し必要な支援策を講ずること。
3. ワーク・ライフ・バランスについては、中小企業の実情に配慮し、総合的な支援策を講ずること。
4. キャリア教育・職業教育の推進ができるよう関係省庁の政策連携と、教育内容の更なる充実を図ること。
5. 中小企業の人材育成・人材確保を行うため、国による職業訓練機能の維持・強化を図ること。

### 【背景・理由】

中小企業の若年者、高齢者雇用等の促進においては、中小企業の実情を考慮した支援策を講ずるとともに、中小企業の人材育成・確保のための総合的な施策を講ずることが必要である。

#### 1. 若年者・年長フリーター等の就業対策

社会問題化している若年失業者や年長フリーター、ニートなどのキャリア形成を支援しその就業を促進するため、日本版デュアルシステムや実践型人材養成システム、有期実習訓練の活用促進をはじめ、若年者のためのワンストップサービスセンターであるジョブカフェ、トライアル雇用等の施策が講じられているところである。

一方、中小企業においては、地域における若年者の採用・確保が困難化しており、深刻な問題になりつつある。

このため、中小企業労働力確保法による採用・定着支援対策の更なる充実、ジョブ・カード制度の活用、ハローワーク等における学卒者や職業訓練機関卒業生

等の地元中小企業への就職斡旋機能の強化等により、中小企業の若年者の採用・確保・定着への支援の強化など、次のような支援策の強化等が必要である。

- (1) 若年失業者や年長フリーター等の就業対策を職業能力開発対策と一体的に一層推進すること。
- (2) 人材確保が深刻化している中小企業における若年者の採用・雇用確保への支援策を強化すること。

## 2. 高齢者雇用に対応した就業支援対策

中小企業の高齢者雇用の推進に当たっては、中小企業の実情を十分考慮し、柔軟な取組みを可能とする制度設計が重要であり、次のような支援策の強化等が必要である。

- (1) 定年延長・再雇用等、中小企業の雇用条件整備のための支援策を強化すること。
- (2) 定年引き上げ等奨励金など各種助成制度の整備・拡充を図ること。

## 3. ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化が急速に進行し、労働力人口が減少する中で、若者等の人材を確保するためには、従業員が仕事のやりがい、生きがいを実感できるような個々の生活ニーズに即した働き方を推進することが重要になっている。

このような新しい働き方を推進するワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援の実践の必要性が高まっており、中小企業に対してもその促進が求められている。

このため、ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援の推進に当たっては、現下の極めて厳しい経営環境にかんがみ、中小企業の実情を十分考慮するとともに、これらに積極的に取り組む中小企業に対し、次のような支援策を講ずる必要がある。

- (1) 本格的な少子高齢化社会の到来を迎える、「仕事」と「家庭」の両立を目指した雇用環境の整備が緊急の課題となっている。子育て支援をはじめとするワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業への支援策の充実を図ること。
- (2) 次世代育成支援対策法が改正され、一般事業主行動計画の策定・届出、従業員への周知の義務化対象が段階的に拡大される。そのため、中小企業への次世代育成支援を行う「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の充実・強化を図ること。
- (3) 改正育児・介護休業法の施行に当たっては、中小企業への周知を図るとともに、省令等の見直しに当たっては中小企業の実情に十分な配慮を行うこと。
- (4) 保育施設の増設・サービス強化の観点から、中小企業が共同で設置する、あ

るいは商店街等が設置する保育施設について、積極的な助成・支援を行うこと。

#### 4. キャリア教育・職業教育の推進

若者の雇用、自立、人間力強化が喫緊の課題となっている中で、若者の職業意識や勤労意欲を育むためのキャリア教育の推進や、産業人育成のための教育の充実が、健全な社会人・産業人を育成する上で重要となっている。

特に、若者の就業の主たる受け皿となって地域の社会や産業基盤を支えている中小企業への理解・関心を高める教育が、極めて重要である。

若者が、身近な中小企業に注目し、中小企業とのふれあいを通じて、働くことの大切さや自己実現の素晴らしさを知り、中小企業や地域産業を支える人材に育つことが中小企業経営者の願いであり、その実現なくしては地域の再生・振興も経済の成長・発展も望めない。

このため、国の明確な方針の下に、次のような支援策等を強力に推進する必要がある。

- (1) インターンシップや有期実習型訓練など教育機関・中小企業との連携の推進支援策を強化すること。
- (2) 実践的なキャリア教育・職業教育の推進ができるよう関係省庁の政策連携を図ること。
- (3) 学校教育段階において、職業観、勤労意識の醸成、創業・企業意欲を高める教育を充実すること。

#### 5. 国による職業訓練機能の充実・強化

職業訓練制度は、雇用政策や経済政策と一体的に運用されるべき国の根幹をなす重要な政策であり、国の戦略・方針の下に、地域の特性やニーズを反映しつつ、全国津々浦々、安定的・持続的な実施が必要である。

このため、今後とも、職業訓練機能の根幹部分は国が維持し、更なる充実強化を図ることが必要であり、次のような視点に立って推進することが必要である。

- (1) 雇用吸収力のある分野への円滑な労働移動を促進する見地から、国による失業者等に対する職業訓練の強化・充実を図ること。
- (2) 中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技術・技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を強力に推進すること。

## 5. 商店街及び中小売商業の活性化支援の拡充

商店街、共同店舗及び個店に対する支援並びに中心市街地の活性化に対する支援を一層拡充すること。

また、商店街等の活性化を図るため、条例の制定等により、大型店等の商店街組合への加入や積極的な地域貢献を促すこと。

### 【具体的な要望事項】

#### 1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1) 地域コミュニティの担い手としての商店街を支援するため、地域商店街活性化法による支援を拡充すること。
- (2) 社会課題に対応し商店街等が行うハード・ソフトにわたる各種の取組みに対して支援する「中小商業活力向上事業」を拡充すること。
- (3) 商店街の空き店舗対策を拡充するとともに、共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を創設すること。
- (4) 商店街等が公共性の高い共同施設（アーケード等）設置に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。また、公共的施設物（アーケード等）に関わる道路占有料は全額免除すること。

#### 2. 中心市街地の活性化に対する支援の拡充

- (1) 中心市街地の活性化を支援するため、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充すること。
- (2) 都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する際に、低層部分に商業機能の配置を条件とすること。

#### 3. 大型店等に対する指導・規制の強化

- (1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正な対処をするため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
- (3) CO<sub>2</sub>の削減、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。

### 【背景・理由】

#### 1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

平成21年8月1日に施行された「商店街の活性化のための地域住民の需要に

応じた事業活動の促進に関する法律（地域商店街活性化法）」により、少子化・高齢化が進む中で「地域コミュニティの担い手」となる商店街に対して総合的な対策が推進されることになった。

また、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、全国商工会連合会、日本商工会議所が共同出資して設立した「(株)全国商店街支援センター」（平成21年4月28日設立）を通じて、商店街研修（商店街活動研修、個店経営研修、起業研修）、ハンズオン支援（専門家チーム等による継続的な現地アドバイス）、リテール・サポート（卸・小売連携による個店支援）、情報発信・成果普及、商店街の交流促進などの支援がはじまった。

これら支援を確実なものにするためには、街路のバリアフリー化や保育施設・高齢者交流施設等の設置・運営をはじめ、ハード・ソフトにわたる各種の取組みに対して補助する「中小商業活力向上事業」の拡充が必要である。なお、商店街内の車道と歩道の段差解消により、高齢者等の安全を確保する街路のバリアフリー化に当たっては、国・都道府県・市町村など道路管理者の積極的な対応が求められる。

さらには、商店街・共同店舗の魅力・利便性の向上のため、商店街の空き店舗対策の拡充や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度の創設も必要である。また、商店街の公共性の高い共同施設（アーケード等）については、資金の借入れの際の個人保証の免除の弾力的運用や道路管理者によって取扱いの異なる道路占有料の一率全額免除といった対策の創設が必要である。

## 2. 中心市街地の活性化に対する支援の拡充

改正中心市街地活性化法に基づく基本計画は、83計画（平成21年11月1日現在）が認定されている。また、中心市街地活性化協議会は140地域（平成21年11月1日現在）で設置されており、基本計画の新たな認定申請に向けた取組みも進められている。

基本計画に基づき都市機能の市街地集約と中心市街地のにぎわい回復の双方に一体的に取り組む地域において、商店街・商業者等が地権者等の幅広い関係者の参画を得て実施する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充し、本格化する中心市街地活性化の取組みを支援することが必要である。また、都市機能を中心市街地に集約させるには、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する際に、低層部分に商業機能を配置することを条件とすることも必要である。

## 3. 大型店等に対する指導・規制の強化

都市計画法等の改正により、大規模集客施設の郊外立地には一定の歯止めがか

けられているが、法改正の趣旨を逸脱した開発を防止し、地域ごとの実情を反映するためには、地方公共団体による土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定等によって、適正で実効性のある対処が行われる必要がある。

大型店やチェーン店の地域貢献については、日本チェーンストア協会等の4業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定しているが、各店舗への周知度が低く、業界団体に加入していない事業者も多い。このため、地方公共団体は地域貢献条例・ガイドラインを制定し、大型店等に積極的な協力を求めていく必要がある。

また、大型店や大資本チェーン店が行う営業休日の減少や長時間営業は、CO<sub>2</sub>の削減やワーク・ライフ・バランスの推進に反する側面をもつものであり、深夜営業による犯罪の未然防止の観点からも、自粛を指導していく必要がある。

## 6. 中小流通業・サービス業振興対策の強化

中小流通業について、中小卸売業振興法（仮称）の制定をはじめとする抜本的な対策を講ずること。

また、中小サービス業や中小観光関連産業等の支援策を強化すること。

### 【具体的な要望事項】

#### 1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小卸売業の機能充実のため、中小卸売業振興法（仮称）を制定するなど抜本的な対策を講ずること。
- (2) 卸団地内の組合員の業態変化等に積極的に対応するため、流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講ずること。
- (4) コスト増に苦しむ中小運輸業の健全で安定した経営実現のため、燃料に係る税率の見直し、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

#### 2. 中小サービス業対策の強化

- (1) 中小サービス業、生活衛生関係サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した中小サービス業対策の強化等を図ること。
- (2) 国際競争力ある観光産業を育成するため、中小観光関連産業に対して、積極的な支援策を講ずること。
- (3) 少子高齢化やまちづくりなどの社会的課題を解決するためのコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに対して、積極的な支援策を講ずること。

### 【背景・理由】

#### 1. 中小流通業対策の強化

近年の流通構造や立地環境の変化の中で、地域経済の発展に寄与してきた中小卸売業や卸商業団地は厳しい経営・運営を余儀なくされている。商店街等活性化策のひとつとして、卸売業によるリテール・サポート（卸・小売連携による個店支援）が期待されている中、自助努力に加えて国による強力な支援が求められている。さらに、卸売業・卸商業団地が発展していくには、施設や設備の更新や流通業務の効率化・高度化などの課題に対応しなければならず、そのためには中小

小売商業振興法と同様な法律を制定し、抜本的な振興策を講ずる必要がある。

卸商業団地における施設の建て替えや新規立地への移転等の団地再整備事業等に対して支援するため、昨年度末に全国中小企業団体中央会に基金が設置され、今年度から卸商業団地組合が行う事業に対して助成を行うこととなったが、卸商業団地内の組合員が業態変更を行う場合、流通業務市街地整備法においては当該地区には流通施設しか設置できないため、業態変更をした組合員が営業を続けられるよう流通業務市街地整備法の緩和が必要である。都市計画法の業務地区の指定についても、同様の理由に加えて、脱退した組合員の跡地に新規企業を誘致するに際して卸売業だけでは埋まらない現状にあることから、都市機能の中心市街地への集約を十分に考慮しつつ、一定の緩和が必要である。

駐車違反の取締りを強化する道路交通法の改正から3年が経過したが、中小企業は大企業と比べて資金的・人的に余裕がなく、駐車場や荷捌き場所の確保、正社員やアルバイト等の車両での常時待機などの対応は困難である。このため、市街地や商店街等の交通量と積み卸し業務が多い地区においては、物流バリアフリーの観点から積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、円滑な業務の遂行や生活者の利便に配慮した対策を講ずる必要がある。

中小運輸業は、景気低迷による物量の減少、荷主からの値下げ要求、燃料価格の高騰等により、厳しい経営環境に置かれている。中小運輸業が健全で安定した経営を実現するためには、燃料に係る税率の見直しが必要である。

また、財源の確保と国民の適正な負担の観点から、高速道路の整備と利用について、整合性ある政策を実施することが必要である。

## 2. 中小サービス業対策の強化

わが国サービス業の99%以上は中小企業であるが、中小サービス業に対する支援は、生活衛生関係サービス業以外は中小企業一般に対する支援の一環として行われており、多様なサービス業の特性を踏まえたものではない。中小サービス業の発展のためには、若手創業者や従業員等への研修制度の充実をはじめとする人材育成、金融・税制の整備などサービス業一般を対象にした支援のほか、サービス業の業種別組合・団体を活用したきめ細かな対策が有効であり必要である。とくに、中小観光関連産業に対しては、国際競争力ある観光関連産業の育成という観点から、一層積極的な支援が行われる必要がある。

また、少子高齢化やまちづくり、環境保護などの様々な地域的・社会的課題をビジネスとして解決しようとするコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに対する期待が増しており、それらを積極的に事業主体として捉えて支援していく体制を整備するとともに、企業組合などによる同様な活動を含め、更なる支援を行っていく必要がある。

## 7. 中小企業の社会的課題対応への支援強化

低炭素社会の実現に向けて、中小企業が環境・資源エネルギー問題等に円滑に対応できるよう、組合等連携組織を有効に活用するなど中小企業の社会的課題に向けた取組みに支援を行うこと。

### 【具体的な要望事項】

1. 低炭素社会への産業構造転換に向けて、中小企業者が、環境・資源エネルギー問題、災害発生等による事業継続等の社会的課題に円滑に対応できるよう、中小企業組合等連携組織を有効に活用し、以下の取組みについて、支援を行うこと。
  - (1) 資源価格の乱高下の緩和及び資源・エネルギーの安定供給体制の確立
  - (2) 国内クレジット制度の利用促進
    - ①CO<sub>2</sub>削減診断、排出削減計画策定の無料支援等の継続実施
    - ②CO<sub>2</sub>削減診断、排出削減計画策定の支援人材の育成強化
    - ③クレジットの買い手である大企業とのマッチング支援
    - ④国内クレジット取得費用の全額損金算入
  - (3) 太陽光発電、次世代自動車、省エネ機器、建築設備の省エネ化の推進
  - (4) 風力、水力、バイオマス等の新エネルギーの開発・普及
  - (5) 水処理・環境負荷低減のための技術開発、ゼロエミッション事業を含めた3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進
  - (6) エコアクション21などの環境認証の取得、中小企業向けESCO事業の推進
  - (7) 改正土壌汚染対策法の施行に伴う土壌汚染対策（調査を含む）の支援
  - (8) 新型インフルエンザ、各地の豪雨被害、地震被害等に対する迅速な対応
  - (9) 自然災害発生による緊急時における中小企業の事業継続支援のためのセーフティネット対策、風評被害防止対策等の強化
2. 我が国の温暖化ガスの中期目標の策定に際しては、主要排出国との参加等国際的な枠組みが整うことを大前提とし、環境と経済の両立、国内対策による実現の可能性、国際的公平性の担保等の確保を図るとともに、排出削減を牽引する新たな環境産業に対する支援策と達成向けた具体的な道筋を早期に提示すること。

## 【背景・理由】

### 1. 社会的課題への支援強化

世界的な資源の制約を背景に、資源エネルギーの価格の乱高下も今後とも頻繁に起こることが想定されている。

しかしながら、経営資源の乏しい中小企業が独自で対応していくことは非常に困難であることから、国は、中小企業が環境・資源エネルギー対策を効果的かつ円滑に推進できるよう、組合等連携組織を活用するなど中小企業の共同化による環境対策に対して、支援を強化することが必要である（※1）。

とりわけ、国をあげた産学官連携等により、（1）中小企業の経営危機に直結するおそれのある資源価格の乱高下を緩和するため、資源・エネルギーの安定的な供給を確保するための体制の構築が必要である。

また、環境エネルギー問題への対応を支援するため、（2）大企業から資金等の提供を受けた中小企業がCO<sub>2</sub>削減に取り組む「国内クレジット制度」の普及促進を図るため、CO<sub>2</sub>削減無料診断、排出削減計画作成の無料作成及び支援人材の育成、排出削減ノウハウと資金を持つ大企業と中小企業等とのマッチング等のソフト支援、（3）太陽光発電、次世代自動車、省エネ機器、建築設備等の設置工事等の人材育成を中心とするの支援、（4）風力、水力、木質バイオマス等の新たなエネルギー技術開発の推進、（5）新興国から根強い需要がある水処理、廃棄物処理の推進、3R（スリーアール：Reduce 廃棄物の発生抑制、Reuse 製品・部品の再使用、Recycle 再生資源の利用）のための設備導入等への支援、（6）エネルギーコストの削減につながる「エコアクション21」（中小企業向け環境管理システム）等の環境認証の取得、省エネ効果が高く、費用対効果の優れている設備投資を支援する中小企業向けESCO（Energy Service Company：省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業）の推進のための支援、等を強化する必要がある

さらに、（7）平成22年4月1日に全面施行される改正土壤汚染対策法の環境規制への対応のための支援（無担保無保証融資制度の創設、土壤浄化設備等の税制特例等）を行う必要がある。

当面する懸案として（8）新型インフルエンザや大地震、局地的豪雨、台風等の自然災害により、電力、水道、情報通信等のインフラ停止など予期せぬ被害が発生している。迅速かつ実効あるセーフティネット対策の拡充・強化が必要である。また、（9）災害による被害を最小限を抑え、一刻も早く復旧できる企業体质をつくるため、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を作成し、平時から備えておくことが極めて重要である。大企業に比べて中小企業におけるBCP策定の取組みは遅れており、組合等が中心となって、BCPを策定・運用することが効率的である（※2）。さらに、風評被害は地域経済全体に大きな影響を

与えることから、国は、風評被害への対策をはじめ総合的な事業継続支援策を講ずる必要がある。

(※1) 「環境に力を入れる中小・ベンチャー企業100社」(日刊工業新聞社)に塩釜市団地水産加工業協同組合(揚げかまぼこ工場の使用済み食用油からバイオディーゼル燃料を精製)や愛知県陶器瓦工業組合(規格外の瓦を透水性と保水性を兼ねた道路補強材としてリサイクル活用)等が選ばれている。

(※2) 愛知県の印刷組合等では、BCPを策定し、BCP集団研修の実施、共同相談窓口の設置、県外同業組合への応援要員の体制整備、代替生産のための保有設備・原材料等の情報共有化、飲食料の共同備蓄等を行っている。

## 2. 温暖化ガスの中期目標

温暖化ガスのわが国の中期目標について、「2020年までに温暖化ガス排出量を1990年比で25%削減を目指す」とする政府方針が打ち出された。現状の目標達成でも極めて厳しい中小企業の経営実態に鑑みれば、経済成長率の押し下げや失業者数の増加により、中小企業の経営の足かせとなり、国内産業の空洞化が進むなど地域経済への悪影響が懸念される。CO<sub>2</sub>削減にあたっては、米国、中国、インド等主要排出国が公平な義務を負うことを前提条件として、中小企業の負担の妥当性、国際的公平性、新技術の開発等を十分踏まえて実施すべきである。

特に、中小企業は設備投資への余力がないことから、削減に向けた具体的な道筋とそれに伴う負担、科学的な分析結果等について明らかにするべきである。また、環境対応が新しい中小企業を育成し、地域の雇用を生み出すという視点から、「地球温暖化対応産業育成ビジョン」などの策定を通じ、排出削減を牽引する新たな環境ビジネスに対する施策と削減目標値の達成にむけた具体的な道筋を明示する必要がある。